

議案第49号

大田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について
大田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年6月11日提出

大田原市長 津久井 富 雄

大田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例

大田原市附属機関設置条例（平成25年条例第24号）の一部を次のように改正する。
別表市長の部大田原市教育・保育施設等設置及び運営法人選考委員会の項を削り、同表市長の部大田原市新型インフルエンザ等対策連絡会議の項の次に次のように加える。

大田原市自殺対策行動計画策定委員会	自殺対策行動計画策定に関する事務
-------------------	------------------

附 則

この条例は、平成30年7月1日から施行する。